

3 川 監 公 第 1 3 号
令和3年10月22日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子

(別紙)

3 川 監 第 5 9 7 号
令和3年10月22日

NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金 屋 隼 斗 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月25日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年9月24日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和3年9月24日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年10月6日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員とした。

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(イ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

	民相談を行うのに要する経費	
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、

交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(カ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報へのマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている令和2年度の政務活動費の支出は、以下のとおりである。

ア 各務雅彦議員（以下「各務議員」という。）

広報・広聴費として、プランエム（以下「A社」という。）に対し、令和2年7月27日付け、令和3年3月26日付けで合計1,889,336円を支出した。

イ 吉沢直美議員（以下「吉沢議員」という。）

広報・広聴費として、A社に対し、令和2年12月11日付け、同月16日付け、令和3年3月23日付けで合計1,987,978円を支出した。

ウ 秋田恵議員（以下「秋田議員」という。）

事務所費として、事務所家賃及び光熱水費の合計1,253,588円（令和2年4月1日～令和3年3月31日分）を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 各務議員及び吉沢議員（以下「両議員」という。）の広報・広聴費について

請求人は、支出先であるA社について、領収書等に記載した電話番号を短期間に繰り返し変更するなど、業者選定に疑義があること、A社には定められた料金設定がないこと、A社の代表者（以下「X氏」という。）が過去に5度も刑事告発されたことから、政務活動費の支出先として真つ当な事業ではない旨、また、両議員は、新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策をまとめた資料を発行しているが、同様の資料を議員ではない第三者（以下「Y氏」という。）が自費で発行した場合には大幅に安価であったことから、請求額が過大である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。（なお、関係人が提出した資料については、令和3年6月30日付けで受理し、同年8月26日付け3川監第465号により公表した監査結果（以下「前回監査その1」という。）の準用を含むものとする。）

- a A社は、X氏が運営する個人事業の屋号であるところ、A社はレンタルオフィス事業者が提供するバーチャルオフィスサービスを購入し、当該サービスの拠点の一つの住所を事業場の住所として設定していた（前回監査その1における各務議員資料1及び吉沢議員資料1）。

なお、上記のバーチャルオフィスサービスでは、事業者が事業場の住所として利用できるオフィス住所をレンタルするとともに、郵便物の転送、電話代行、貸会議室等のオフィスに必要な機能を提供しており、上記住所に法人の登記もできるとされている（前回監査その1における各務議員資料2及び吉沢議員資料2）。

- b A社の電話番号の変更について示すと次のとおりである。

電話番号	資料により確認した日付
03-68●●-●●●●	令和2年6月30日
080-●●●●-●●●●	令和2年8月16日
0120-●●●●-●●●●	令和2年8月20日
050-●●●●-●●●●	令和2年12月16日
03-44●●-●●●●	令和3年4月20日

両議員によると、X氏がA社の電話番号を、業務遂行上便利になるように変更したことはあるが、電話番号の変更や複数の電話番号の使い分け自体をもって、必ずしもA社が「真つ当な事業者」でないことを示すことにはならず、複数の電話番号を使い分けしているという事情があるとしても、A社とのやり取りはメール等によって可能であり、A社の電話番号が市政報告の作成等について重要になることもないとしている。

一般に、事業者が取り扱う商品やサービスの単価は、事業者が、仕入れコスト、諸経費、需給動向、納期等様々な要因を考慮して、個々の営業努力も踏まえて決定するもので、「印刷部数が増えれば1枚単価が安くなる」などと決められるものではなく、数量が多くなるのに単価が安く設定されていないとおかしいなどとはいえないものであり、また、市政報告の仕上がり、各単価に見合わないとは考えておらず、不合理な水準ではなく、コスト水準として適正な範囲に収まっていると判断したとしている。

また、吉沢議員において、一部請求書の項目に「文書作成・校正料」が含まれていないことについては、発注内容に差異があり、原稿を自ら作成しており、文書作成や校正の作業が発生していないためとしている。

- c 両議員によると、Y氏が自費で発注した場合の方が両議員が発注した場合よりも割安であることについては、Y氏の発注内容が両議員のものに比べてその範囲が限定的であり、印刷枚数は両議員の半分以下であることから、発注

内容の違いからして当然のように思われるとしており、また、A社によると、各チラシのデータ作成の順番は、各務議員、吉沢議員、Y氏の順であるとしている。なお、請求人からは、Y氏がA社から徴した見積書のみが提出されており、請求書は提出されていない。

請求人資料6-1ないし3によると、両議員及びY氏が作成した新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策をまとめたチラシ内の日付は、次のとおりである。

発注者	チラシ内の支援策の時点	請求人主張日付
各務議員	令和2年4月17日時点 (請求人資料6-3)	令和2年6月30日 請求書(請求人資料1-A)
吉沢議員	令和2年5月15日 (請求人資料6-2)	令和2年6月9日 請求書(請求人資料2-A)
Y氏	不明 (請求人資料6-1)	令和2年5月16日 見積書(請求人資料5)

また、両議員は、市政報告のポスティングについて、A社から業務着手の連絡はあったものの、業務の完了を示す書面等は徴していなかったとしている。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、A社は、前記バーチャルオフィスサービスを利用しており、このようなバーチャルオフィスを利用することに違法性等の問題があるわけではなく、また、複数の電話番号の使用をもって、A社が発注先としてふさわしくないと認めることは困難である。

また、請求人は、両議員及びY氏が作成したチラシ(請求人資料6-1ないし3)について、Y氏、吉沢議員、各務議員の順に作成され、両議員への価格設定が不当に高い旨主張するが、上記各チラシ内に記載された支援策の時点は、前記(ア)記載のとおり、各務議員、吉沢議員の順であること、吉沢議員とY氏のチラシ内容が同一であり、請求人資料5(Y氏がA社から徴取した見積書)の摘要欄に「コロナ特大号は既存データの部分的改編の為、特価」との記載があることから、Y氏のチラシは吉沢議員のチラシのデータを部分的に改編したことがうかがえること等に鑑みると、上記チラシは、各務議員、吉沢議員、Y氏の順で作成されたものと推認される。

このことは、各務議員がSNSに投稿した記事の日付とも整合している(各務議員資料4、5)。

これらによると、各チラシの発注日と配布日は次のとおりと推認され、両議員より後に作成されたY氏のチラシが安価であったとしても、不合理とはいえない。

発注者	発注日	配布日
各務議員	令和2年4月22日以前	令和2年5月中旬
吉沢議員	令和2年4月22日以降	令和2年5月20日頃
Y氏	令和2年5月16日以降	不明

その他、両議員に対する価格設定が不当に高額であると認めるに足りる証拠はない。

また、請求人は、X氏の刑事告発歴を問題とするようであるが、請求人資料7（警察署発行の刑事告発が受理された証明）の告発対象はX氏ではないことに加え、たとえ、刑事告発歴があったとしても、これによって直ちに当該事業者が政務活動費の支出先として不当であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 秋田議員の事務所費について

請求人は、秋田議員の事務所は、政務活動費に関する監査結果（令和3年8月19日付け3川監第447号）によると、2部屋を対象に支出されているが、収支報告書には、うち1部屋に関する記載があるのみであり、もう1部屋の存在を故意に隠したものであること、また、事務所には秋田議員の看板などが設置されておらず、政務活動事務所として認識できないことなどから、当該支出の返還を求める旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。（なお、関係人が提出した資料については、令和3年6月21日付けで受理し、同年8月19日付け3川監第447号により公表した監査結果（以下「前回監査その2」という。）の準用を含むものとする。）

a 秋田議員の事務所は、幸区中幸町の3階建ての建物内にあり、賃料月額19万9000円で同建物の1階101号室、2階201号室の2部屋（計43.69㎡）を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとして借り受けている（秋田議員資料別紙a）。

一般道路から上記事務所を見た際には、秋田議員の事務所であることを示す表示はなく、ポスト、インターフォンにも何らの表示もなかった（前回監査その2）。

本件措置請求において、秋田議員が提出した101号室内の写真（以下「今回101号室写真」という。）には、「ポスター、机、いす、パソコンなど」が設置されており（秋田議員資料別紙b）、201号室内の写真（以下「今回201号室写真」という。）には、「ポスター、ソファ、ローテーブル、パソコンなど」が設置されていた（秋田議員資料別紙c）。

他方、前回監査その2で提出された101号室内の写真（以下「前回101号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4）は、今回101号室写真と同じであったが、201号室内の写真（以下「前回201号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4）は、「ソファとローテーブルのみ」が設置されており、今回201号室写真とは、室内の状況が全く異なるものであった。

この点について、秋田議員によると、101号室を優先して事務所内を整えたとしており、それぞれの写真の撮影時期は次のとおりとしている。

写真	秋田議員主張の撮影時期	備考
前回101号室写真	令和2年1月頃	同じ写真
今回101号室写真	令和2年1月頃	
前回201号室写真	令和2年1月頃	異なる写真
今回201号室写真	令和2年2月か3月頃	

- b 秋田議員によると、賃貸費と初期費用を抑えるため、101号室は元美容室であった物件を居抜きで使用しており、101号室と201号室はそれぞれ独立しており、101号室のみを借りることも可能であったが、101号室は、大雨が降ると室内に水が入ってくることがあり、重要な書類や電子機器等を置くことができないため、201号室を併せて借りているとしている。

また、201号室では、個人情報など、機密性の高い文書を保管するほか、議会原稿をはじめとした書類作成等を中心とする政務活動を行い、101号室では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、来客対応や議案政策研究等を中心とする政務活動を行っているとしている。

- c 事務所の光熱水費について、秋田議員によると、事務所の住所は、101号室を代表住所としており、電気料金、ガス料金については201号室分も合算して代表住所の101号室宛て請求書が発行されているが、水道料金については、市のシステムの都合により請求書が同時期に発行されず、201号室のみ支払時期が大幅に遅れるため、政務活動費の手続が煩雑になることから、201号室の水道料金には政務活動費を充てなかったとしている。

秋田議員が事務所費として支出した内訳は、次のとおりである（なお、これ

らは全て1/2按分されている。)

項目	金額	支出対象
事務所賃借料	1, 196, 640円	101号室・201号室
電気料金	26, 849円	101号室・201号室
ガス料金	22, 245円	101号室・201号室
水道料金	7, 854円	101号室
合計	1, 253, 588円	

(イ) 判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

a そこで検討するに、秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った101号室の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

これに対し、201号室の状況について、秋田議員によると、前回201号室写真は、前回101号室写真及び今回101号室写真と同時期である令和2年1月頃に撮影したもので、この後、書類や備品等が増加して室内の状況が変わり、同年2月か3月頃、今回201号室写真を撮り直した旨主張する。

しかしながら、前回101号室写真及び今回101号室写真には、室内壁に同一のポスター4枚が貼られているところ、そのうち2枚について、1枚目のポスター（藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念）は令和3年7月に市が公表したもので、2枚目のポスター（元川崎フロンターレ選手）は令和3年1月に市が公表したものであることから、いずれの写真も令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、今回201号室写真及び前回201号室写真についても、同時期である令和3年7月以降に撮影されたもので、今回201号室写真は、前回監査その2の結果の公表後に、前回201号室写真に収められた室内の状況を変更して撮影されたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

b 次に、事務所の光熱水費について検討するに、秋田議員は、101号室の水

道料金のみを政務活動費として請求し、201号室の水道料金は、市のシステムの都合により請求書が同時期に発行されなかったことから、政務活動費として請求しなかった旨主張する。

しかしながら、上下水道局によると、令和2年度の本件事務所に係る水道料金の検針日と、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」及び「水道料金等納付書兼領収書」の発行日は101号室と201号室において同日であり、水道メーターの検針と同日にこれらの納付書等を利用者のポストに投函しているとしており、これに反する秋田議員の上記主張はにわかに信用できない。

- c これらの事実に鑑みれば、令和2年当時の201号室の状況は、前回201号室写真のとおりであり、「ソファとローテーブルのみ」が設置されていたのであるから、事務所としての形態を整えているとはいえ、本件事務所賃借料のうち、2階の賃借料を政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

また、電気料金、ガス料金については、101号室及び201号室の使用に係る料金を合算して支出しているが、このうち201号室において使用した電気、ガスについても政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

- d 以上のとおり、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、事務所賃借料の1/2相当額である59万8320円、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金の返還請求を行う必要があるといえる。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記(2)イの一部については、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由があると認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和2年度に交付した政務活動費のうち、前記2(2)イの一部について、市長は、関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和4年2月28日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、政務活動費に関する監査結果（令和3年8月26日付け3川監第465号）の意見のとおり、印刷物の作成に当たっては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行となっており、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保及び市民への説明責任につながっていくものとする。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和 3 年 8 月 2 5 日

請求人

【住所】(省略)

【氏名】NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋 隼斗

第 1 事業の概要

第 2 請求の要旨

①各務雅彦(かがみ まさひこ)に対し政務活動費 1, 8 8 9, 3 3 6 円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求める。

②吉沢直美(よしざわ なおみ)に対し政務活動費 1, 9 8 7, 9 7 8 円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求める。

③秋田恵(あきためぐみ)に対し政務活動費 1, 2 5 3, 5 8 8 円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これらを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第 3 請求の原因

①対象となる財務会計行為

(1) 各務雅彦(かがみ まさひこ)に対するもの

各務雅彦は令和 2 年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和 2 年 7 月 2 7 日付、令和 3 年 3 月 2 6 日付で合計 1, 8 8 9, 3 3 6 円の政務活動費を支出している(資料 1)

(2) 吉沢直美(よしざわ なおみ)に対するもの

吉沢直美は令和 2 年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和 2 年 1 2 月 1 1 日付、令和 2 年 1 2 月 1 6 日付、令和 3 年 3 月 2 3 日付で合計 1, 9 8 7, 9 7 8 円の政務活動費を支出している(資料 2)

(3) 秋田恵(あきためぐみ)は令和 2 年度、事務所費より、事務所家賃及び光熱水費として合計 1, 2 5 3, 5 8 8 円(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日)を政務活動費から支出した。(資料 3)

②財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の

交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

また、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 各務議員と吉沢議員の委託事業者は、議員によって領収書の連絡先が異なる

両議員の委託事業者であるプランエムは、様々な議員の印刷物制作等を請け負っているが、議員によって領収書記載の電話番号は5つとも異なっており、真つ当な事業者であれば電話番号を使い分けたり、幾度となく電話番号の変更をすることは考えられない。(資料4)

政務活動費の支出には、前途のように透明性と適正さが求められており、政務活動費の運用指針でも「広報物の委託先は選定理由および委託内容を明確にした上で契約を締結」することが求められているため、委託事業者の選定に疑義がある。

また、領収書の電話番号を短期間で繰り返し変更する真つ当でない事業者への支出は適正性に反するため、その支出は認められない。

(3) 各務議員と吉沢議員の委託事業者には価格設定が存在しない

両議員が委託契約を交わした事業者には、定められた料金設定が存在せず、領収書によって項目や単価や金額がバラバラである。

これらを裏付ける証拠として、令和2年度の委託事業者の領収書が吉沢議員は3枚、各務議員も3枚あるが、吉沢議員の2枚の請求書には、文書作成・構成料の項目が抜けており、ディレクション料・デザイン料・データ作成料のみであるため、他4枚の領収書の項目にある「文書作成・構成料」は不必要である。

チラシの単価について、6枚の領収書を精査すると19,500部印刷して1枚単価5円、40,000部印刷して1枚単価5.5円、45,000部印刷して1枚単価6円と価格設定されているが、通常の印刷会社は印刷部数が増えれば1枚単価が安くなるのに、両議員の選定事業者は印刷部数が増えると1枚単価が高くなり、通常の印刷会社と逆行している。

また、領収書項目にある「3つ折り作業料」は、単価が1枚2円の領収書もあれば、1枚3円なものもあり、「ポストイニング料」についても単価が1枚3円の領収書もあれば、1枚5円なものもあり、不自然・不合理な価格設定である。

以上のことから吉沢議員および各務議員の委託事業者には定められた価格設定は存在しないため、金額を操作していると疑いざるを得ない。

(4) 各務議員と吉沢議員の委託事業者は税金からだ料金が増加する

吉沢直美議員の「コロナ支援策一覧」および各務議員の「コロナ特大号」の支出伝票

は、共に『新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策』と題した、ほぼ同じような制作物ですが、都内Aさんも同じような制作物を両議員の委託事業者に依頼している。

(資料5)

都内Aさんは議員ではないため自費で支出しているが、両議員と請求書の項目および金額を比較すると劇的な差がある。

3人とも同じような制作物(資料6)だが、都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、送料および諸経費などの項目はなく、印刷部数は1/2以下なのにチラシ1枚単価も大幅に安価である。

また、両議員よりも先に都内Aさんが制作物を作成しているため、両議員の制作物は既存データの部分的改編をしているため、本来なら両議員のデータ作成費が安価になるはずである。

以上のことから、両議員の請求書には不必要な項目を入れ、請求額を過大に上乗せして、必要以上の金額を支出していたと疑いざるを得ない。

【比較表】川崎市の税金の場合は格段に高額となる

	吉沢議員	各務議員	都内Aさん
お金の出どころ	川崎市の税金	川崎市の税金	自費
データ作成費(両面)	20,000円	20,000円	20,000円
ディレクション料	20,000円	20,000円	なし
デザイン料	50,000円	30,000円	なし
デザイン急ぎ仕上げ	35,000円	なし	なし
文章作成・校正料	なし	10,000円	なし
送料および諸経費	4,300円	4,300円	なし
チラシ1枚単価(折り含む)	8.5円	8円	5.5円
印刷枚数	53,760枚	45,000枚	20,000枚
合計金額	580,524円	466,515円	166,056円

※合計金額は吉沢議員および各務議員のポスティング費等を除外した同条件

(5) 各務議員と吉沢議員の委託事業者の代表は5度も刑事告発歴がある

両議員の委託事業者であるプランエムは、5度も刑事告発をされたことのある人物が単独で事業を行なっている。

この委託事業者は、ネット上でも偽領収書を発行する『B勘屋』として名が挙がっており、他の議員に対して、実際の内容に相違がある領収書を複数発行した疑いがあり、この件については令和3年8月5日に詐欺罪で刑事告発状が正式に受理されている。

(資料7)

政務活動費の支出先として相応しくない事業者のため、支出は認められない。

(6) 秋田議員の事務所費について

2021年8月19日の住民監査請求の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を賃料月額19万9千円で賃貸契約していたことが明らかになる。

しかしながら、借主の請求書では、101号室と記載(資料8)があるのみで、その他においても政務活動費の収支報告書には201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。

この請求書が、もし101号室と201号室の事務所賃料が合算されているのであれば、201号室が明記されていないと虚偽の請求書となる。

また、光熱水費において、水道代だけは契約者が同一人物であっても合算できないことになっているため、101号室と201号室と部屋ごとに請求書が発行される。

そのため、101号室の水道費は政務活動費から支出しているのに対して、201号室は政務活動費から支出していないのは不可解極まりない。

以上のことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である、201号室の存在を故意的に隠していたと考えざるを得ない。

これらは一般社会において、詐欺または横領として処罰される行為であるため、秋田議員の請求書に201号室が一切明記されていない理由および201号室の水道代だけは政務活動費から支出していない理由を確認し、犯罪行為も疑われる以上、説明責任を果たすべきである。

秋田議員の事務所所在地は政務活動費を閲覧するしか知るすべはないが、201号室に関しては、いかなる方法であっても知るすべはない。

101号室においても201号室同様に看板、ポストの表札はないため、外観上事務所としての形態を備えておらず、自身のホームページなどでも事務所の所在地を一切明かしていない。

そして、101号室の入り口付近に例え秋田議員のポスターが貼ってあっても、このポスターを見て秋田議員の事務所だとわかるのは、オートロックで建物内に入ることが可能である202号室、301号室、302号室(全てワンルーム)に居住する3人のみである。

幸区の人口170,881人(令和3年8月1日現在)のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を形態が備えているとは認め難い。

また、101号室で使用するために政務活動費から支出したのは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵付き小型ホームシアターと明記されたプロジェクターのみである。

高額なノートパソコンは、秋田議員の控室専用として政務活動費から支出していることから、101号室に設置しているパソコンは私的目的のものである。

したがって、秋田議員が政務活動費から事務所家賃および光熱水費として支出した

1, 253, 588円の返還を求める。

③請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会は、区役所との協同事業をはじめ、就労相談支援、生活困窮者のサポートなどの社会貢献活動を行なっている市民団体です。

令和2年6月に市民の方から、川崎市議会議員の政務活動費の不適切な支出を疑う情報提供メールを頂いたのがきっかけで調査し、監査請求を決断した。

④地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な処置を請求する。

資料1 各務雅彦議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書

資料2 吉沢直美議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書

資料3 秋田恵議員の令和2年度政務活動費収支報告書

資料4 プランエムは各議員によって電話番号が異なる証拠(5種類)

資料5 都内Aさんの領収書

資料6 3人とも同じような制作物

資料7 警察署発行の刑事告発が受理された証明

資料8 秋田恵議員の101号室しか明記していない請求書

請求人の陳述（要旨）

各務議員と吉沢議員の監査請求の中身について陳述する。

両議員の委託先について、まず資料4の5枚の請求書や領収書は全て委託先が発行したものである。①は各務議員の請求書で、④は吉沢議員の請求書である。そして、ほか3枚は別の議員などの請求書や領収書を添付しているが、電話番号は5つとも異なっている。前回の監査で各務議員は、①以外の電話番号は無関係であると主張しているが、確かに各務議員からすれば無関係な電話番号なのかもしれないが、ほかの4人の議員などの電話番号が全て違うことは紛れもない事実である。電話番号を頻繁に変更するのは事業者の自由だが、10か月で5回も電話番号を変える事業者があれば、その事業者の発行した領収書の中身を疑ってしまうのは普通ではないか。

また、委託先のプランエムの所在地が港区にあるバーチャルオフィスは、下請事業者社長は、こちらの所在地に郵送した郵便物が戻ってきたと言っているのも、本当にこのバーチャルオフィスを契約されているのかも調べるべきである。

探偵に調査を依頼したところ、現在の受託先は名称を変更し、今度は渋谷区のバーチャルオフィスに移動している。

そして、令和2年度の委託先の領収書を精査したところ、各務議員は、21万4000部の印刷と17万9000部のポスティングを発注している。吉沢議員は、11万3860部の印刷と9万2560部のポスティングを発注している。この対応の部数の印刷とポスティングは本当にされているのか。現在、似たような案件で刑事告発されていることから、各務議員と吉沢議員の印刷枚数やポスティングについても正しく行われていない可能性があるため、詳細に確認する必要があるのではないか。

次に資料6は、3枚とも似たような制作物を添付しているが、3ページの比較表では、都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、送料及び諸経費などの項目はなく、印刷部数は半分以下の少数なのに、なぜか1枚単価が大幅に安い、なぜ各務議員と吉沢議員の領収書はすごく高額であり、都内Aさんには請求されていない項目が複数あるのか、説明を求める。

次に、秋田議員の事務所費について陳述する。

2021年8月19日の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を月額19万9000円で賃貸契約していたことが明らかになったが、市民だけでなく、監査委員、議会事務局でさえも201号室の存在は知らなかったのではないか。

資料8では、秋田議員の事務所関連の収支報告書には、201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。また、電気代やガス代は201号室のものも合算して政務活動費から支出しているが、201号室の水道代だけは支出していないのはとても不可解である。水道局に確認したところ、水道代は契約者が同一人物であっても合算ができないことになっているため、101号室と201号室の部屋ごとに請求書が発行されるとのことなので、201号室と記載された領収書のため、政務活動費からの支出を見送ったとしか考えられない。

以上のことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である201号室の存在を故意的に隠していたと疑いざるを得ない。

また、101号室については、201号室同様に、看板、ポストの表札がないため、外観上、事務所としての形態を備えていない。そして、101号室の入り口付近に、たとえ秋田議員のポスターが貼ってあっても、このポスターを見て、秋田議員の事務所だと分かるのは、オートロックで建物内に入ることが可能である3人の居住者のみである。幸区の人口約17万人のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を、形態を備えていると言えるのか。そのため、201号室は当然ながら、101号室の事務所の返還請求も求める。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

初めに、1の政務活動費の概要について、

政務調査費は、平成12年5月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成13年4月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、1件当たり5万円以上の支出に係る領収書等の添付を義務化した改正条例を平成19年5月3日に、全ての領収書の添付の義務化、事務所費の新設、個人支給との選択制の導入を内容とする改正条例を平成20年4月1日に、法の改正に伴う政務調査費から政務活動費への名称変更等を内容とする改正条例を平成25年3月1日に施行し、令和2年6月30日からは、令和元年度に交付をした政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に2、政務活動費の性格について、

法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関等に対する批判や監視という性格となるものである。このことについては、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、政務調査費条例上、政務調査活動に関して、会派から執行機関に対して具体的に報告する義務が定められていないことの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえ、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるとするのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

次に3、本市の条例、規則の内容について、

初めに、(1)交付対象及び交付額について、条例第3条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員1人当たり4

5万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

次に、(2)会派及び議員の責務について、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合も含む。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、(3)支出の基準について、政務活動費の使途については、条例第10条において、政務活動(調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。)に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費、研修費、広報・広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料費、人件費、事務費、事務所費の9項目を定めている。

次に、(4)収支報告書等の提出と閲覧について、条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第14条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする」としている。

次に、(5)交付の決定の取消し、政務活動費の返還命令について、交付の決定の取消しについては、条例第13条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」とし、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

次に4、本市の運用指針の内容について、

本市の「政務活動費の運用指針」(以下「指針」という。)は、平成19年度の「5万円以上の領収書の添付」を義務付ける本市条例の改正に合わせて策定されて以降、平成20年度の「1円以上の領収書の添付」を義務付ける条例の改正に合わせての改正、平成25年度の法の改正に伴う政務調査費から政務活動費に改められたことによる改正等を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、平成19年の監査結果(個別外部監査の考え方)を基に、会派議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで全会派及びその所属議員並びに無所属議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できていないものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、(1)指針の特徴について、指針では、収支報告書に添付する領収書等の支出を証明する書類については、領収書等とともに、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、整理番号、実施年月日、支出年月日、支出先、使途内容や事業名等を記入する「支出伝票」を提出することとしており、そのほかにも支出伝票を経費区分や整理番号ごとに整理した「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、研究会、研修会、視察調査活動の開催や参加の場合にその内容を記載する「政務活動記録票」を添付するなど、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までの収支報告書の提出に当たっては、収支報告書のほかにも多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

次に、(2)政務活動費の運用の基本的指針について、

ア、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約

の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため要する経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

ウ、按分による支出、会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行にあたっての原則、政務活動費の使途については、条例、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に5、政務活動費の支出範囲と支出できない経費について、

運用指針では、条例第10条別表の9種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

(1) 調査研究費、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等としている。

(2) 研修費、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(3) 広報・広聴費、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等としている。

(4) 要請・陳情活動費、会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、旅費等としている。

(5) 会議費、会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(6) 資料費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等としている。

(7) 人件費、会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費であり、経費内容は、報酬・日当、交通費、社会保険料等としている。

(8) 事務費、会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費であり、経費内容は、消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等としている。

(9) 事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、経費内容は、事務所賃借料、維持管理費等としている。

(10) は支出不可としている経費は、ア、せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イ、党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政

党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウ、会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エ、選挙活動に係る経費、オ、後援会活動に係る経費、カ、私人としての活動に係る経費としている。

次に6、政務活動費の事務の流れについて、

(1) 交付申請、条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

(2) 交付決定、条例第5条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

(3) 支出請求、規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

(4) 政務活動費の活用、整理・調製、条例第9条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行うとされている。

(5) 収支報告書等の提出、条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

(6) 剰余金の返還、条例第12条及び規則第11条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

(7) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備は次の項目で説明する。

(8) 収支報告書等の閲覧、条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

次に7、議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、

会派や交付対象議員の政務活動費の支出における議会局による点検・確認作業を行うに当たって、会派や交付対象議員の政務活動の実績について、提出された収支報告書や領収書、政務活動記録票等から確認するが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派や交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、按分率等の説明など書類の記載内容、充当金額・数字の転記・合計額等の誤り、費用弁償との重複などの経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置付けるために、会派及び議員が政務活動記録票をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うように促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派・議員が自ら適正な判断を行っていけるようにサポートを行っている。

次に、(1) 四半期ごとの整理について、会派及び交付対象議員は、四半期ごとに支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類のそろえ方や記載方法等の問合せも多くある。

(2) 4月30日までの収支報告書等の提出、会派及び交付対象議員は、収支関係書類等の修正等を行い、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

(3) 5月から6月にかけての議会局による点検・確認作業、閲覧準備、ア、4月30日の収支報告書等の提出後、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他支出を確認できる書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業に

において、広報紙で政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、会派・交付対象議員から広報紙の原本を提供し、按分率を確認するが、確認後、広報紙の原本は会派・交付対象議員に返却している。また、事務所については、議員本人に確認の上、議長宛てに提出される事務所名、所在地、床面積等を記載した政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和2年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について内容を点検・確認している。また、ミスを防ぐため複数職員によるダブルチェックにより作業をしている。なお、点検・確認作業で議員との確認を要する支出がある場合、市議会議員は毎日登庁しているものではないため、議員との確認作業に時間を要しているといったこともある。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例第8条に規定する不開示情報をマスキングする。令和2年度政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について記載された内容を確認しながらマスキングをする。このマスキング作業でも、ミスを防ぐために複数職員によるダブルチェックをしている。

(4)6月30日からの収支報告書等の閲覧、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から一般の閲覧に供する。

令和2年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、議会局では閲覧までの時間的な制約がある中で、この膨大な書類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報のマスキング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書等を公開している。

最後に8、職員措置請求書の内容について、

(1)各務雅彦議員及び吉沢直美議員に対するものについて、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、各務議員及び吉沢議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容であるが、運用指針では、広報・広聴費において、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとなり、事務局での点検・確認作業では、両議員から当該広報紙を提供してもらい、広報紙の内容により按分率を確認している。

イ、議会局では、両議員から提出された支出伝票、請求書、領収書、振込済通知書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容・経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等について点検し、誤りや不備のないことを確認している。また、個々の支出について、条例、指針を踏まえた支出であることを両議員から確認している。

(2)秋田恵議員に対するもの、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、秋田議員の事務所費の賃借料及び光熱水費に関する内容であるが、運用指針では、事務所費において、事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等、諸般の事情を総合的に考慮して判断すること、事務所の形態について、ビル等の一室などの不動産を借りて個人事務所を開設している場合は、賃借料、光熱水費といった維持管理費、事務費の支出が可能であること、事務所の賃借料・光熱水費・駐車場、その他維持管理費等及び事務費については、合理的かつ明確な区分ができない限り、按分し支出する必要があることとなり、秋田議員は2分の1を按分し支出している。また、事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、事務所名、所在地、床面積等を記載した政務活動事務所台帳と賃貸借契約書の写しを議長宛てに提出している。

イ、議会局では、秋田議員から提出された支出伝票、領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容や経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等について点検し、誤りや不備がないことを確認している。また、個々の支出について、条例、指針を踏まえた支出であることを秋田議員から確認している。

陳述書の以降のページについては、議会局による点検・確認作業を行う際のポイントを記載している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条 略

2～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手続及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略